

市民の皆様へ

「市民活動ボランティアバンク」を利用しませんか？

この事業は、市民同士の生きがいづくりや地域社会への貢献を目的として、「下野市市民活動ボランティアバンク」の登録者が培った知識や経験技能、市民活動の成果を地域社会に役立て、市民活動の活性化を図るものです。

市民活動センターでは、ホームページや窓口でボランティアバンクに登録している方を紹介しています。

皆様の「やってみたい」、「教えてほしい」に活用してみませんか。

【利用にあたっての要件】

○バンク登録者を依頼できる方は、市内に住所を有する個人又は団体

○または、市内に活動拠点を有する個人又は団体となります。

利用してみようかな・・・

と思ったらこんなことを考えて来てください！

- ①実施日時（いつやるのか）
 - ②行事名（どんなことをやるのか）
 - ③実施場所（どこでやるのか）
 - ④対象者（どんな方が対象なのか）
 - ⑤人数（何人でやるのか）
 - ⑥準備品（どんなものがよいか）
- など

【利用方法】

○依頼者は、実施したい内容を整理し、バンクから希望する登録者を選定します。

○依頼者は、利用日の約1月前を目安に登録者に直接交渉し、実施の承諾を得てください。実施が決定した際は、速やかにボランティア依頼申込書（様式第2号）を市民活動センターと登録者に提出してください。

○利用料は原則無料となります。（ただし、交通費、教材費等が必要な場合は、利用者の負担になります。）

○利用に際し、実施日時、場所、内容等の詳細については、登録者と直接打合せをしてください。

【こんな分野の方が登録しています】

保健・福祉、社会教育、学術文化・スポーツ、観光振興、環境保全、子どもの健全育成、国際協力、情報化社会、・・・など

（※令和7年4月時点の主なもの）

※バンク登録者の情報は、市及び市民活動センターのホームページに掲載しています。

●お問い合わせ
下野市市民活動センター「しもぶら」
下野市緑3-5-1
TEL：0285-32-7290
FAX：0285-38-8633

市民活動センターに登録している団体・個人の皆様へ

市民活動ボランティアバンクへ登録したいと思ったら

1 登録方法

- バンクへ登録をすることができる方は、市民活動センターに利用登録している団体・個人となります。
- バンクへ登録する場合は、下野市市民活動ボランティア登録申請書（様式第1号）を市民活動センターに提出してください
- 市民活動センターは内容を審査し、登録者名簿に登録します。
- 登録の有効期間は登録した日の年度末までとします。（ただし、登録者からの取消の意向がない場合は毎年度自動更新するものとします。）

2 実施に際しての登録者の事務内容

- 依頼者からのリクエストに際し、実施日時、場所、内容等の詳細について、登録者と直接打合せをしてください。
- 活動に際して、ボランティア活動対応保険に加入してください。
- 活動に際し、資料等が必要な場合は自前で作成してください。

【市民活動センターの事務等】

- ボランティアバンク登録等の受付・管理
- ボランティアバンクに係る指導及び助言（バンク依頼者及び登録者の活動の把握を含む。）
- その他ボランティアバンク推進に必要な支援（電話、来館者等の相談対応及登録者等への繋ぎなど。）